

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホームアムール尾張部 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アムールが開設する介護付き有料老人ホームアムール尾張部(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護付き有料老人ホームアムール尾張部
- ② 所在地 長野市大字北尾張部707-3
- ③ 特定施設の類型 混合型

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ② 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

③ 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

④ 介護職員 5名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

⑤ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

⑥ 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホームの定員20名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は20名とする。
- ② 居室数19室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は19室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に基づいた負担割合の額とする。

- ① 入浴(週2回以上)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック(月1回)

2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、次に掲げる項目とし、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| ① おむつ代 | 実 | 費 |
| ② 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 | 実 | 費 |

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 個室利用者は介護居室であるため、居室の移動はしない。

2 二人部屋利用者はインフルエンザやノロウィルス等感染力の強い病気を発症した場合、感染の恐れがあるため静養室へ移動する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- ② 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- ③ 利用者は、健康に留意するものとする。
- ④ 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時・事故発生等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたとき、又は利用者に事故発生した場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関及び家族に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回以上避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する

- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、身体拘束等を行わないものとする。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手順等については別に定めるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人アムールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 第1回改訂 令和元年11月1日
- 第2回改訂 令和3年4月1日
- 第3回改訂 令和3年11月1日
- 第4回改訂 令和6年4月1日
- 第5回改訂 令和6年9月1日